

未納・未加入の状況等について

公的年金制度の加入状況等について

《公的年金加入者の状況（平成18年度末）》

- 未納者（平成18年度末までの過去2年間の保険料が未納となっている者）は約322万人、未加入者は約18万人。

公的年金加入対象者全体の約95%は保険料を納付(免除及び猶予を含む。)している。

※ 未納者と未加入者を合わせた約340万人は、公的年金加入対象者数の4.8%。



(注2)

(注)1 平成19年3月末現在。第1号被保険者には、任意加入被保険者(32万人)を含めて計上している。

2 公的年金加入状況等調査の平成13年結果及び平成16年結果を線型按分した推計値。

3 未納者とは、24か月(17年4月～19年3月)の保険料が未納となっている者。

4 平成18年3月末現在。

5 ()内は、時点が異なる数値を単純合計して得られた暫定値。

【資料出所】

「平成18年度国民年金保険料の納付状況と今後の取組等について」(社会保険庁)

公的年金制度における未加入者・未納者数の推移

○ 近年、未加入者・未納者数は減少。



注) 未納者とは、過去24か月の保険料が未納となっている者である。

注) 平成17年度の未納者数は、不適正な免除手続の影響を排除した数値である。

注) 平成10、13及び16年度の未加入者数は、公的年金加入状況等調査による。他の年度の未加入者数は、これらの年度から単純に線型推分したもの。

【資料出所】

「平成18年度国民年金保険料の納付状況と今後の取組等について」(社会保険庁)

国民年金の未加入対策

○ 以下のようなこれまでの対策により、平成9年度において119万人であった未加入者が、平成18年度では18万人と、着実に減少。

1. 制度未加入者への対策

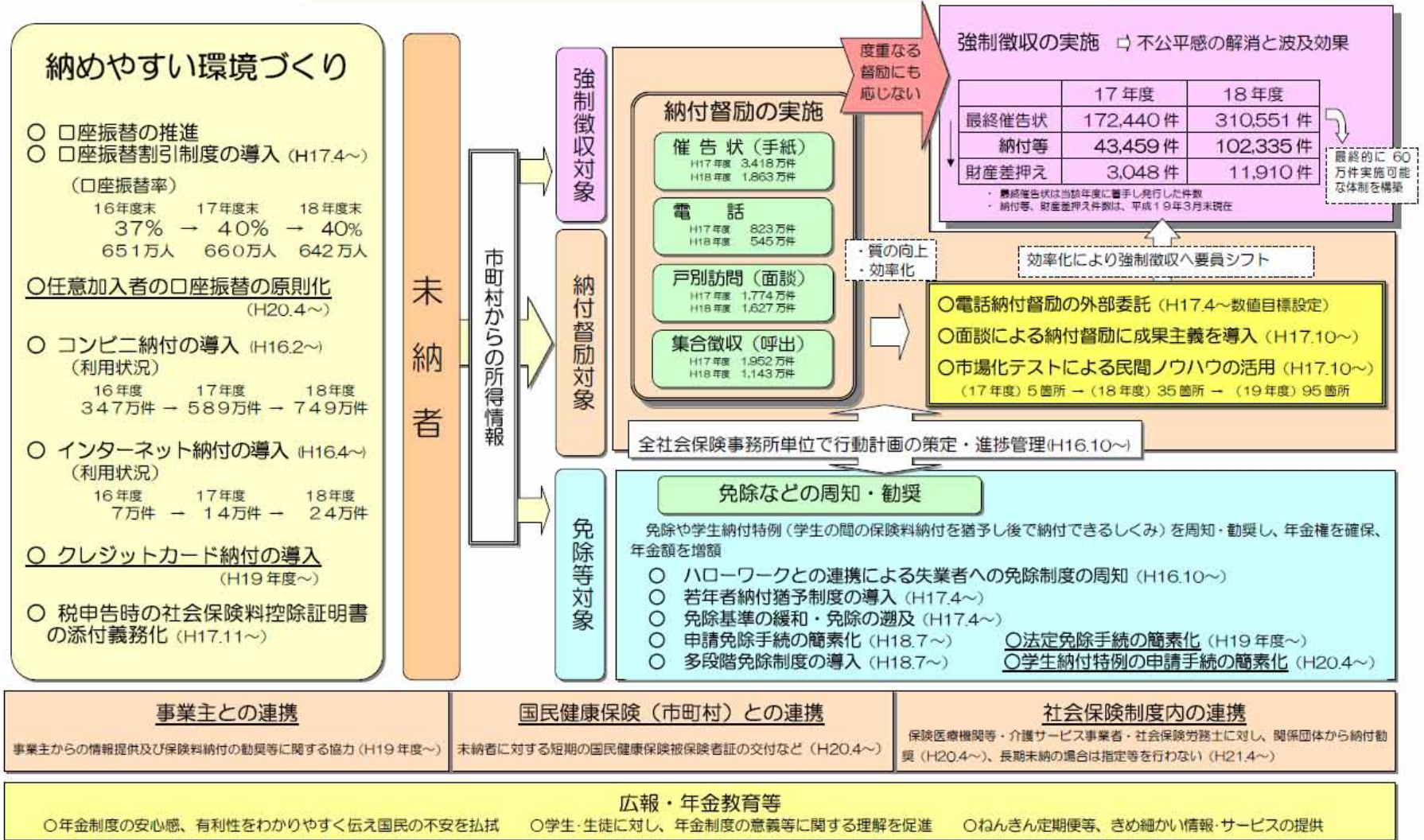
- (1) 20歳になった者全員に国民年金加入の通知をした上で、届出がない場合には職権で国民年金を適用(平成7年度～)
- (2) 住基ネットを活用した未加入者の把握
住基ネットを活用し、34歳到達時点等における未加入者の把握を行い、加入の届出勧奨を実施(今後実施予定)

2. 転業転職による年金制度間での移行の際の対策

- (1) 企業を退職後、国民年金の届出がない者に、届出用紙を同封した通知を送付(平成10年度～)
届出がない者には職権で国民年金を適用(平成17年8月～)
- (2) 国民年金の資格喪失後、厚生年金への加入の届出がない者に対する通知(平成18年度～)
- (3) 職業安定所との連携により、失業者に対する種別変更手続きの周知を徹底(平成16年10月～)

国民年金保険料の未納対策①

納付率向上に向けた戦略



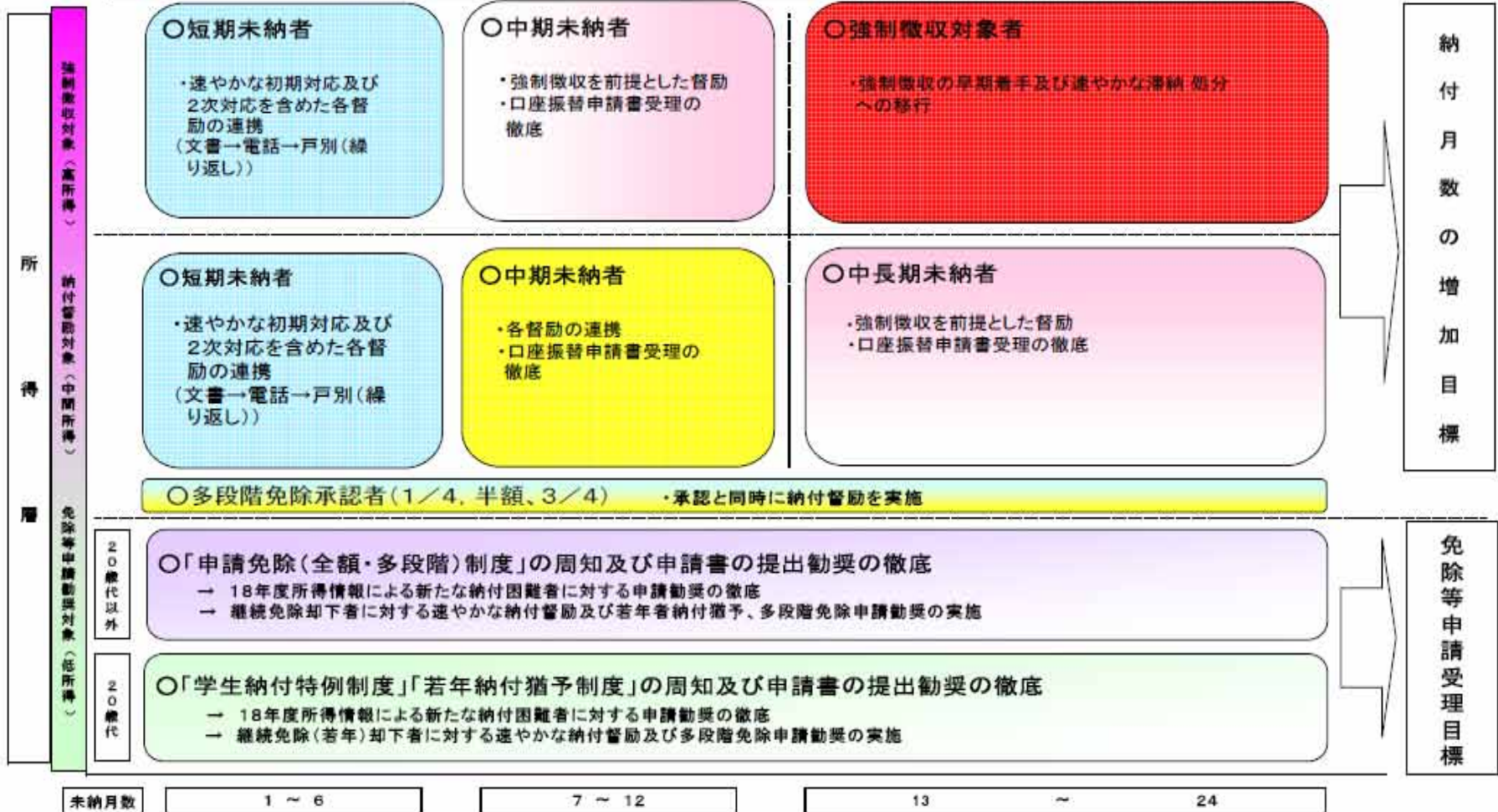
※下線部は、今般法律等により新たに措置した事項

【資料出所】
「納付率向上に向けた戦略」(社会保険庁)

国民年金保険料の未納対策②

納付率の向上及び未納者数減少への取組（概念図）

所得層、未納期間、年齢、督促事蹟等の属性別に未納者数を把握



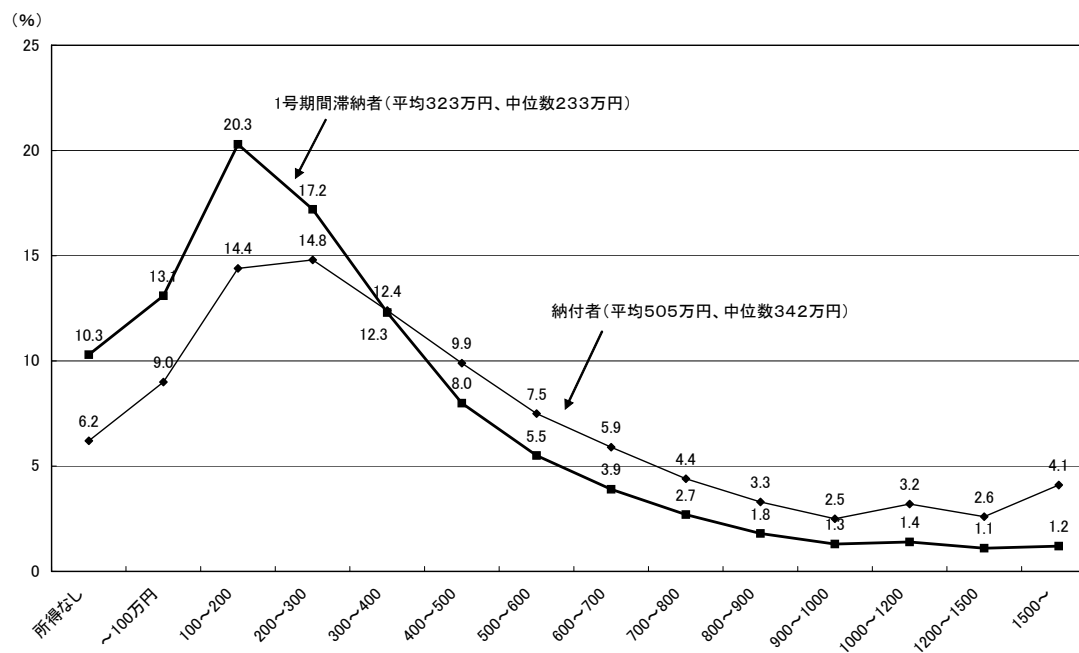
【資料出所】

「平成18年度国民年金保険料の納付状況と今後の取組等について」（社会保険庁）

保険料滞納者の状況(1)

《世帯の収入①》

- 『国民年金被保険者実態調査(平成17年)』では、国民年金1号被保険者のうち、「滞納者*1」と「納付者*2」の世帯の所得分布をみると、全体的にはいずれも同じような傾向ではあるものの、滞納者については、納付者と比べ、年収200万円未満である者の割合が比較的多くなっている。
- この結果、滞納者の中位数は233万円と、納付者と比べ100万円以上少ない。



【資料出所】
国民年金被保険者実態調査
(平成17年)

《本資料の留意点》

*1 滞納者とは、「過去2年間の納付対象月が1ヶ月以上ある者であって、その全ての保険料を納めなかった者」をいい、社会保険庁が毎年公表している「未納者」(過去2年間のすべてが1号被保険者期間であって、その全ての保険料を納めなかった者)と定義が異なる。

*2 納付者とは、「過去2年間の納付対象月が1ヶ月以上ある者であって、保険料を1ヶ月以上納めた者」をいう。